

平成28年度

定期監査（工事監査）結果報告書

（平成28年度対象）

八戸市監査委員

（平. 28. 11）

八 監 第 70 号
平成 28 年 11 月 17 日

八戸市長
小林 眞 様
八戸市議会議員
吉田 淳 一 様

八戸市監査委員 早狩 博 規

八戸市監査委員 小原 隆 平

八戸市監査委員 大館 恒 夫

定期監査（工事監査）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 28 年度定期監査（工事監査）を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

目 次

○ 定期監査（工事監査）結果報告

1	監査実施日	-----	1
2	監査の対象	-----	1
3	監査執行者	-----	2
4	監査の方法	-----	2
5	監査の結果	-----	2

1 監査実施日

平成 28 年 7 月 7 日から平成 28 年 7 月 8 日まで

2 監査の対象

○ (仮称)多賀地区多目的運動場整備土木工事 (その 1)

- (1) 所 管 まちづくり文化スポーツ観光部スポーツ振興課
- (2) 工事場所 八戸市大字市川町字市川後地内外
- (3) 契約金額 (変更後) 1,166,782,320 円(消費税含む)
- (4) 工 期 平成 27 年 6 月 26 日～平成 28 年 9 月 15 日
- (5) 請負業者 日本道路・地代所・曾我特定建設工事共同企業体
- (6) 設 計 者 株式会社昭和設計 仙台事務所
- (7) 工事概要

①事業目的・背景について

当該事業は、多賀地区復興まちづくり計画に基づくものであり、東日本大震災で発生した津波により、多くの住宅や工場が浸水し被害を受けた多賀地区の復興事業の 1 つとして、住民の安全確保及び地区の活力創出を目的としている。

住民の安全確保においては、今後も襲来の恐れがある約 12m の津波対策として、津波避難ビルの建設が必要とされたこと、また、地区の活力創出においては、スポーツによる地域の活性化及び J 3 を目指すチーム (ヴァンラーレ八戸) の出現などにより、サッカー場の整備が求められたことから、両者の機能を兼ね備えた複合施設として整備するものである。

②計画について

当該施設は、(仮称)多賀地区多目的運動場整備基本構想策定委員会(委員長:大沢 泉 八戸学院大学教授)が策定した基本構想に沿って計画されている。

③工事内容について

- ・仮設工一式修景施設整備工一式
 - ・敷地造成工一式サービス施設整備工一式
 - ・縁石・土止工一式管理施設整備工一式
 - ・園路・舗装工一式芝生スタンド(球技場)整備工一式
 - ・市道街築工一式芝生スタンド(多目的グラウンド)整備工一式
 - ・雨水排水工一式グラウンドコート(球技場)整備工一式
 - ・グラウンド雨水排水工一式
 - ・グラウンドコート(多目的グラウンド)整備工一式
 - ・県道整備工一式天然芝圃場整備工一式
 - ・用水路整備工一式防球ネット整備工一式
 - ・調整池工一式天然芝球技場散水設備工一式
 - ・植栽基盤工一式圃場散水設備工一式
- (8) 進 捗 率 80.2% (平成 28 年 6 月末現在)

3 監査執行者

監査委員	早狩博規
監査委員	小原隆平
監査委員	大館恒夫

4 監査の方法

工事監査の実施に当たっては、工事技術に関する専門的知識を必要とすることから、技術的調査を公益社団法人 大阪技術振興協会へ委託し、契約関係書類及び設計図書等の調査、関係職員からの聞き取り及び工事現場の現地調査等を行い、監査においては監査対象工事の計画、設計、積算、契約、施工等が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼として実施した。

5 監査の結果

(1) 総括

当該工事における契約事務、計画、設計、施工、施工管理等については、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されていると認められた。

(2) 地元住民への対応について

地元住民に対する事業概要説明として、平成 25 年 8 月に地権者説明会及び同 9 月に地域住民意見交換会を実施し、特に問題は生じていない。

(3) 工事コストの縮減について

天然芝及び植栽については、冬期の厳しい温度にも耐えられる種類のもので、かつ維持しやすい種類のものを選定し対応している。

また、ランニングコストの低下のため屋外サインを LED とし、コストの縮減を図っているほか、当該工事の砕石類及びアスファルト合材は、経済性に優れている再生材を使用する設計としている。

(4) 設計について

設計は、平成 25 年 9 月に策定された「(仮称) 多賀地区多目的運動場整備基本構想」に基づき、次の 4 つの方針に沿って行っており、設計に用いた基準及び設計資料の整備状況及び運用は適正に行われている。

① 広域的な吸引力を持った魅力ある運動施設として整備

- ・ J3 スタジアム要件（椅子席 1,000 を含め 5,000 人以上収容可能な設備等）を満たした観客席付きの天然芝グラウンドを整備する。

② スポーツ施設不足に対応するため、高い稼働率を期待できる施設として整備

- ・ 多目的に利用できる人工芝グラウンドを整備する。

- ・人工芝グラウンドには夜間照明設備を設置する。

③地域住民が日常的に利用できるスペースの確保

- ・大規模集客時以外は、地域イベント等多目的に利用できる臨時駐車場等、敷地規模を生かした多様な屋外広場スペースを確保する。
- ・グラウンド周囲を周回できるウォーキングコースや芝生広場、小規模イベント等に利用できる多目的歩廊など、グラウンド利用者だけでなく、地域住民が日常的に利用できるよう配慮する。

④地区住民、市民が集える交流拠点施設の整備

- ・コミュニティセンター、多目的スペースを施設内に整備する。

なお、当該工事の特記仕様書は、既定の一般特記仕様書のほか設計図に反映できる仕様については設計図において説明が行われている。しかし、工事の仮設的なもの、例えば終末排水溝工事中における雨水による公害防止対策等、特に施工中留意しなければならない事項等については示されていないので、施工中に配慮しなければならない個別事項を検討し、特記仕様書に加えることが望ましい。

加えて、既発注工事の粗造成工事において、工事の埃に対し近隣から苦情が発生したため、仮囲いを工事境界線に設置して対応したとのことであった。当該工事ではその一部を引き継ぎ維持していたが、現在は、埃の問題がないことから撤去されている。このことは、設計において近隣に対する問題点（リスク）を洗い出し、事前に検討すればもっと安価で簡便な方法で設計することが可能であったと考えられる。今後の設計及び積算においては、問題点を的確に洗い出す能力を備え対応することが望ましい。

(5) 積算について

業者見積もり単価の採用方法は、「青森県土整備部 平成 26 年度 土木工事標準積算基準書」の定めに従い、三者以上から見積もりを徴収し、その平均値を採用している。

当該工事の積算に使用した積算基準及び積算資料等は適正である。また、設計照査及び積算照査については適切に行われている。

(6) 契約について

入札公告、業者決定、契約書締結は、適正に行われている。

また、契約保証金については、保険証券（304,651,000 円（請負金額の 30%））が寄託され、納付に代えている。

さらに、契約約款第 51 条の火災保険等の加入についても、適正に履行されている。

(7) 施工について

進捗率については、6 月末で 80.2%と、計画どおり順調に進捗していると認められる。

また、施工計画書は、施工業者が設計者の設計の意図を踏まえて施工方法を定めたものであることから、同計画書に基づき施工を実施した場合、要求品質の確保ができるかどうか技術的な判断を行う必要がある。よって、受領の際は次の点に留意し内容の検討を行い、内容の不備や不足が見られる場合には、十分に施工業者と協議することが望ましい。

①施工管理について

施工管理計画（工程管理、出来形管理、品質管理、写真管理、段階確認、品質証明等）が施工計画書に記載されているが、管理体制を示し責任の所在を明確にすることが望ましい。

②資材受入れ及び資材の養生方法について

当該工事に使用するために購入した資材等は、受け入れた後に工事現場から持ち出すことは許されないものであることを理解し、計画的に資材管理を行うことが重要である。資材が傷まないように台木を使用し、シートで覆う等の管理方法を定めること、資材管理者氏名及びカラーコーン等で仕切られた資材置き場を定めること等を施工計画書に記載し維持させることが望ましい。

③安全管理について

安全管理計画には、安全施行サイクルを記載させ、それにより日常における時系列安全管理を徹底させることが望ましい。また、作業員の生命を守る重要な管理であるので、監督員が現場に行った際には、目的の検査以外に工程や品質だけではなく、安全についても確認することが望ましい。

(8)設計変更について

設計変更は2度行われ、変更理由及び変更手続きは適正である。

(9)検査・監理について

材料検査及び段階確認は、検査報告書としてその都度提出され、これに基づき適切に実施されているが、段階確認は施工計画書の品質管理計画の一項目として扱われているため、検査内容や時期を一覧表にして掲載し、計画的に実施することが望ましい。

工事資材の臨場検査は、適正に実施されている。

(10)現場施工について

現地調査日の作業は、人工芝設置作業、擁壁コンクリート打設工、排水溝の仕上げ作業及び天然芝の養生等が施工されていた。全体的に丁寧な作業が行われており、施工管理が徹底しているものと推測できるが、現場施工管理については、次の点に留意されたい。

①資材（購入材全般）納入時の受け入れは、納品書と承諾願いの物品と相違ないか確認し、受取人の署名を明確にすることが望ましい。

②資材受入れ後の資材の養生方法（台木を使用する等）、資材管理者氏名の掲示及び資材置場の位置（カラーコーン等で仕切る）等を施工計画書に記載し維持することが望ましい。当日の資材置き場においては、台木の設置が確認できたが、動いている重機や工事車両と隔離するためにカラーコーン等を設置し、注意喚起を図ることが望ましい。

③軽微な作業においても、安全管理を徹底し作業することが望ましい。

④品質管理の観点から、降雨による水たまりができたなら速やかに排水作業が実施出来るように作業標準を定め、実施することが重要であり望ましい。

また、緊急資材については施工計画書に定められており、JV事務所の資材倉庫に保管していることを確認したが、倉庫に緊急資材のリストを表示し、定期的に管理することが望ましい。